

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（306））
2. 日時：平成29年8月29日 13時30分～15時32分
3. 場所：原子力規制庁 13階会議室B
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、穂藤保安規定係長、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

（システム安全研究部門）

笠原技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員（発電管理室長代理） 他10名

東北電力株式会社：東通原子力発電所 発電管理課 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 機械保修課 担当

中国電力株式会社：東京支社 担当（電源）

電源開発株式会社：設備技術室 施設・火災防護タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - ケーブルトレイの耐火ラッピング試験の判定基準としている絶縁抵抗値（0.4MΩ以上）の設定根拠を提示すること。
 - 実際のケーブルトレイ状況の図について、（現在の状況及び）耐火ラッピング後の状況がわかるように整理して提示すること。
 - 3時間耐火ラッピングに対する消火設備について、実際に消火できる設計か、実現の可能性を明記して提示すること。
 - ハロゲン化物自動消火設備及び二酸化炭素自動消火設備の自動起動信号について、煙感知信号及び熱感知信号の組合せの考え方を整理して提示すること。
 - 格納容器内の火災影響軽減策について、核計装ケーブルの分散配置による考え方を整理して提示すること。
 - 中央制御室の排煙設備の設計方針及び実現性について、整理して提示すること。（設置変更許可申請書添付書類八の記載を見直すこと。）

- 火災影響軽減のための系統分離対策のうち、「6 m隔離+火災感知・自動消火」の対象箇所がないことがわかるように記載して提示すること。
- 1時間の耐火能力を有する隔壁の設置イメージ(天井まで)を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 内部火災について
- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（審査会合コメント回答）
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（火災による損傷の防止について）